

確定申告の季節が やってきました

今年も所得税、市県民税の申告時期がやってきました。
期限内に忘れずに申告をお願いします。

税務収納課 ☎66・1116

所得税の申告対象者

■給与所得者

・給与所得金額が2千万円を超える

・給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった
給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える など

■公的年金などの受給者

・公的年金などの雑所得の金額が所得控除額の合計より多いなど

※公的年金の収入が40万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は申告をする必要はありません。

■個人の事業・不動産所得者

平成26年中の所得の合計額が所得控除の合計額より多い など

■土地・建物などを売却した方
譲渡所得など所得の合計額が、所得控除の合計額より多い など

■申告書の送付 2月上旬
(昨年e-Taxを利用された方には送付されません)

所得税の申告の必要がなくても、市県民税の申告が必要な場合があります。

市県民税の申告対象者

平成27年1月1日現在に市内在住で、次のいずれかに該当し、所得税の申告をしない方

■給与所得者

・平成26年中に退職した
・2カ所以上から給与を受けた
給与以外に所得があった
・雑損控除、医療費控除などを受ける など

■公的年金などの受給者

・年金以外に所得があった
・支払元に扶養控除等申告書を提出していない
・社会保険料控除や生命保険料控除などを受ける など

■営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方

※所得がなくても、国民健康保険税の軽減適用などのため申告が必要となる場合があります。申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入して提出してください。

■申告書の送付 1月下旬

申告に必要なもの

○印鑑

○本人名義の預金通帳など(口座番号がわかるもの)

○給与・公的年金などの源泉徴収票(原本のみ可。年金支払通知書は不可)

○控除を受けるための証明書など
医療費控除：領収書、証明書、内容を取りまとめた計算明細書
社会保険料・障害者控除：その領収書、証明書など

生命保険料・地震保険料控除：支払証明書

扶養・配偶者(特別)控除：その方の所得がわかるもの
寄附金控除：寄附した団体の領収書など

※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。
※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月下旬に発送します。

※前年以前にe-Taxを利用した方は、利用者識別番号および暗証番号の分かるもの

○申告用紙
2月2日(月)から税務収納課に、申告期間中は各会場にも用意しています。